

＜旅行条件(要約)＞ 必ずお読みください

◆お申込の際には必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、必ず内容をご確認の上お申込ください。

● 募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 JTB 京都中央支店（京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 167 AYA 四条烏丸ビル 2 階 観光庁長官登録旅行業第 64 号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しするご旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

● 旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3) 申込金：なし

● 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 13 日目にあたる日より前（もしくは当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

● 取消料（日帰り旅行用）

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、下記に記載されている金額を取消料として申し受けれます。

契約解除の日		取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	1. 11 日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 10 日目にあたる日以降の解除（3～6 を除く）	旅行代金の 20%
	3. 7 日目にあたる日以降の解除（4～6 を除く）	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5. 当日の解除（6 を除く）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

● 旅行代金に含まれるもの

- (1) 各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
 - (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
 - (3) パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

● 旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれませんが、その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- (2) 空港施設使用料等（パンフレット等に明示した場合を除きます）。
- (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

● 特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金：1,500 万円
- ・入院見舞金：2～20 万円
- ・通院見舞金：1～5 万円
- ・携行品損害補償金：お客様 1 名につき～15 万円（但し、補償対象品 1 個又は 1 対あたり 10 万円を限度とします。）

● 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けれます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

● 国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

● 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

● 個人情報の取扱について

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。
- (2) 当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3) その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。

株式会社 JTB お客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川 2-3-11

<https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp>

● 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2025 年 10 月 2 日を基準としています。又、旅行代金は 2025 年 10 月 2 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

※旅行代金について 日本の大切な皇室の弥栄、そして我が国の伝統を守り、文化を発展させる為、皇室の方々に京都にもお住まいいただき、政治・経済の首都である「東京」と、歴史・文化の首都である「京都」の双方で、わが国の都としての機能を果たしていくという構想において、京都府、京都市、京都商工会議所が構成する双京構想推進検討会議にて旅行代金を全額負担します。ご参加者においては、旅行代金の支払い及び取消料の支払いは発生しません。